

第288回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和2年9月2日(水)10:00～10:11

場所：Skype開催

(委員) 八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

(事務局) 佐藤事務局長、恒藤総務課長、遠藤取引監視課長、黒田取引制度企画室長、伊藤統括NW事業管理官、田中NW事業監視課長、仙田NW事業制度企画室長、高橋小売取引検査管理官

○八田委員長　それでは、時間になりましたので、ただいまから第288回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱い等について事務局から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては公開の案件でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、傍聴者を受け付けず、後日、議事録を速やかに公開する。それから、第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談する。このような取扱いにしたいと考えてございます。

以上、御確認のほど、よろしく申し上げます。

○八田委員長　それでは、第1部、第2部、それぞれ今御説明があったようにしたいと思いますが、御異存ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないようですので、今お話があったとおりにさせていただきます。

では、まず議題1については、新型コロナウイルス感染症に関わる特定小売供給約款の特例認可等について。これは恒藤課長から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　一応画面に出しておりますが、資料3を御覧ください。新型コロ

ナウウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等についてでございます。

内容を一言で申し上げますと、過去6回、大臣が認可した特例を、さらに1か月延長するという内容でございますが、先月同様、全部延長するのではなくて、5月以前の検針分については、もうこれ以上は延長しないという内容となっております。

ざっと御説明させていただきます。5行目をまず御覧ください。8月27、28、31日付で大臣宛てに認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがございました。

申請者は、この11行目から書いてあるとおりでございまして、前回と同じでございます。

2枚飛んでいただいて、48行目から御覧ください。これが申請の概要でございますが、電気の申請は3種類ございまして、特定小売供給約款の特例、これはいわゆる規制小売料金、いわゆる経過措置料金の特例でございまして、旧一般電気事業者の小売部門が行うというもの。それから、②託送供給等約款の特例、そして、③離島供給約款の特例と。②と③は一般送配電事業者が行うものでございます。電気関係はこの3点。

それから、65行目からはガスでございますが、ガスについては①、いわゆる規制小売料金、すなわち経過措置料金の特例、これは大手ガス3社の小売部門が行うもの、そして、②託送供給約款の特例、これはガスの導管部門が行うものでございます。

その次のページ、76行目がその申請の内容でございまして、まず電気については、先ほど申し上げましたように、小売料金の特例と託送料金の特例があるわけでございますが、ほぼ同様の内容となっております。

前回、8月に認可したのものからの変更点はここに書いてございますが、6月から9月までの検針分の電気料金については、既に延長する措置を講じているのですけれども、それぞれ1か月延長する。ただし、3月から5月分については、既に5か月延長しているのですけれども、もうこれは延長しないということで、要するに5か月延長まで来たら、もうそれ以上は延ばさないよということの内容でございます。新たに10月分については1か月延長するという内容でございまして、5か月間は延長するけれども、そこから延ばさないということになりますので、3月検針分が本来なら4月に払うものなのですが、5か月延長なので、それがいよいよ9月に支払い期限が来て、もうそれは延ばさないということになります。今、9月になってはいますが、今

月からは1か月分ずつ払っていただくということになりますが、3月の分を9月に払って、4月の分を10月に払ってというのがこれから続いていくような形になっております。

96行目からガスでございますが、これもほぼ同じ内容となっております。ここに前回からの違いを書いています、6月から9月までの分については、これまでの措置を1か月延長する。2月から5月までの分については、5か月延長しているところは、これ以上延ばさないというものでございます。10月分については1か月、さらに延長するというところでございます。

この理由については、申請書にはこのように記載されておまして、3月に経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難となる需要家に対して支払い期日の延長を行うようという要請がありまして、その後、緊急事態宣言が解除されておりますが、まだ感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいるという現下の状況を踏まえて、この措置の適用期間を1か月単位で延長する必要があるということでございます。

大臣への回答でございますが、事務局といたしましては、この申請に係る供給条件については、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らして、約款によりがたい特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えてございます。

したがって、資料3-2のとおり、委員会として認可等をするに異存がない旨、大臣に回答することにしたいと考えてございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について各委員から何か御質問、御意見はございませんでしょうか。――これは最後、もうこの延期をやめた後には2か月分払わなければいけないわけですね。

○恒藤総務課長 今、5か月延ばしておりますので、一遍に解消すると5か月分を払わなければいけない。あるいは、2か月分ずつ払う月を何回か繰り返していくと徐々に減っていくということになります。

○八田委員長 だから、ある段階で2か月分ずつ払わなければいけない月が始まるわけですね。過去にもそういう例はあるのですか。

○恒藤総務課長 すみません、それは確認しないと分からないですね。

○八田委員長　　その時点で負担が結構大きくなりますよね。いつからそうなるかというのは予告して、きちんと準備しろよと言っておかないとまずいような気がしますけれども。

それでは、今の御説明に対して、ほかに御意見、御質問はございませんか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として意見を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異存がありませんので、このように意見回答を決定し、経産大臣に提出したいと思えます。

さて、次は議題2です。これは専門委員の構成等の変更についてです。これも恒藤課長から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　　資料4を御覧ください。委員会の下に幾つか専門会合が設置されてございますが、その構成員については委員長が指名するということにされてございます。今回、専門会合の料金制度専門会合と制度設計専門会合に入っていたいただいて、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の辰巳様が、御本人の御都合により辞任したいという申出がございました。これに代わりまして、事務局といたしましては、新たに同じ日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の環境委員長を務めておられます村上様に入っていただくことが適當ではないかと考えてございまして、以下のとおり、これは料金専門会合でございまして、今のメンバーの辰巳さんが入っていただいているところに村上さんに入っていただくという形に委員構成の変更をしてはどうかと考えてございます。これについて御審議をいただければと考えております。

○八田委員長　　それでは、御意見、御質問はございますか。――村上さんの履歴みたいなのはどこかに入っていますか。

○恒藤総務課長　　履歴は、資料にはつけてございませんので、後ほど個別に御説明させていただきます。

○八田委員長　　それでは、北本先生、林先生もよろしいですか。

○北本委員　　はい。

○林委員　　異存ございません。よろしく申し上げます。

○八田委員長　それでは、御異存がないようですので、事務局から説明があったとおり、専門委員の構成員を変更したいと思います。念のために、よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そうさせていただきます。

第1部として予定していた議題は以上のとおりです。

――了――